

「ハイカ・前払」残高管理サービス終了に伴う払戻しのお知らせ

平成28年3月31日にサービスを終了した「ハイカ・前払」残高管理サービスの未使用残高について、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、下記のとおり払戻しをいたしますので、申出期間内にお申し出をお願いいたします。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

東日本高速道路株式会社

首都高速道路株式会社

中日本高速道路株式会社

西日本高速道路株式会社

阪神高速道路株式会社

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

「ハイカ・前払」残高管理サービス

○払戻しの申出期間

平成28年4月15日（金）から平成28年10月31日（月）まで（当日消印有効）

※ 当該申出期間内に払戻しのお申出がない場合は、当該払戻手続きから除外されますので、ご注意願います。

○申出の方法及び払戻しの方法

平成28年4月15日（金）から順次、未使用残高がある会員さままで未使用残高を記載した払戻請求書をお送りします。払戻請求書にご住所、ご氏名、お電話番号、お振込先口座をご記入のうえ、ETCプラザにご郵送頂く方法でお申し出ください。

払戻請求書がETCプラザに到着後、記載内容を確認のうえ、ご指定の口座に振込みにて払戻しをいたします。※振込手数料は当社が負担いたします。

○払戻しに関するお問い合わせ先

ETC プラザ (9:00~18:00 年中無休)

TEL : 045-477-1151

以上

平成28年4月15日

東日本高速道路株式会社

首都高速道路株式会社

中日本高速道路株式会社

西日本高速道路株式会社

阪神高速道路株式会社